



市 政
消費生活

モニターになってみませんか

モニター制度をご存じですか。市は市政モニターと消費生活モニターのふたつの制度を設け、市民のみなさんの声を吸収する窓口としています。

住みよいまちづくりを目指して市政運営をしている行政としては、みなさんの建設的な意見や要望をお聞きしたいのです。

日頃、生活しているなかで感じていることをアドバイスしてくれる人の登場をお待ちしています。

市政モニターの活動

市政の現状を知っていただくために、まず市の施設を見学していただきます。

モニター会議では、日常生活にかかわりの深い、教育や福祉、環境問題などについて、市長と担当部課長を交えて話し合っていきます。

モニターのみなさんの率直な意見が大変参考になっています。

このほか日頃、地域にいて気がついたことがあればそのつどモニター通信で寄せていただきます。

市政モニター応募要領

◇応募資格

- ・昭和58年1月1日以前から市内に住んでいる満20歳以上の人
 - ・市政や地域の発展などに関心をもっている人
 - ・市の行政委員、公務員は応募できません
 - ・市政モニター経験者は原則として応募できません
- ただし、応募者の年齢、性別、地域などを考慮して応募を認めることがあります

◇募集人員

各階層、地域から25人

◇募集期限

昭和58年3月15日(火)まで

◇委嘱期間

昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで

◇応募方法、問い合わせ先

ハガキに住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を記入し、富士市永田61-1市広報広聴課へ申し込んでください。 ☎51-0123 内線528

消費生活モニターの活動

食品や日用品の価格などを調査するため、実際に商店で買物をする買い取り調査と、品目を決めて店頭で並んでいる商品を見て歩く見取り調査をしています。

毎年開かれている消費生活展へ参加し、消費者組織をつくっていく役割の一端もはたしています。

また他市との交流を行い勉強会も行っています。

消費生活モニター応募要領

◇応募資格

- ・市内に住んでいる家庭の主婦
- ・日常の買物を直接行っている人
- ・生活必需品の販売に関係していない人
- ・消費生活に深い関心を持ち、積極的に勉強してみたい人

◇募集人員

各地域、各年代から60人

◇募集期限

昭和58年3月15日(火)まで

◇委嘱期間

昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで

◇応募方法、問い合わせ先

ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、富士市永田61-1市市民生活課へ申し込んでください。

☎51-0123

第51回

日本音楽コンクール入賞者招待演奏会



バイオリン第1位
竹沢 恭子



アルトサクソフーン第2位
須川 展也



ピアノ第1位
仲道 郁代

2月27日(日) 13時開演

富士文化センター大ホール

入場料 500円(全自由席)

主催 富士市

後援 市教育委員会、毎日新聞社、NHK

入場券は文化センター、市民会館、各プレイガイドで発売中